

平成 2 1 年度 答 申 第 1 号

(平成 2 2 年 3 月 1 8 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申 第 1 号

平成22年 3月18日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

平成21年5月13日付け宝塚市教育委員会諮問第3号により諮問を受けた「養護学校（特別支援学校）の通学バス運行委託に関する文書及び委託拡大の方針決定に関する文書一式」の情報公開請求に対する情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

宝塚市教育委員会が、「養護学校（特別支援学校）の通学バス運行委託に関する文書及び委託拡大の方針決定に関する文書一式」の公開請求に対して、部分公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が宝塚市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき請求した「養護学校（特別支援学校）の通学バス運行委託に関する文書及び委託拡大の方針決定に関する文書一式」に対して、宝塚市教育委員会（以下「実施機関」という。）が文書特定した平成15年度から平成20年度までの契約締結準備文書、契約文書、毎月の報告文書及び業務日誌のうちの、平成15年度から平成20年度までの別表1に示す公文書中の各項目についての非公開決定のうち、文書廃棄及び不存在を理由とするもの以外の部分に対する処分を取り消し、当該部分について公開することを申立人が求めるものである。

3 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、陳述書及び口頭による意見の陳述等で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 情報公開の目的は条例第1条に明記されているとおりであり、特別に法律・条例など（個人情報保護法や個人情報保護条例など）で非公開が規定されている場合や法律・条例などの目的・趣旨に照らし公開を前提としない特別の分野の情報を除き、公開が原則となる。条例では、その例外として条例第7条で非公開情報の限定列挙がされている。したがって、その解釈・運用は厳格でなければならない。
- (2) 宝塚市では現在、建設工事請負や一部の業務請負の契約入札で「予定価格」や「最低制限価格」の事前公表を実施し、入札・契約過程の透明性・公平性を確保する取組が進められている。今回の養護学校スクールバス運行管理業務委託（以下「本件委

託」という。)の公開請求において、事後にさえ設計金額等を非公開にすることと整合性がないばかりか、前述の契約入札と異なった扱いをする合理的・具体的理由が考えられない。

- (3) 情報公開決定通知書には条例第7条第1項第6号を根拠に、非公開等理由に「契約に関するもので、入札により業者を選定していることから、設計の詳細について公開すると、設計が容易になり、今後の設計金額や予定価格が類推されるなどの可能性があり、適正な入札業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」とあるが、「可能性」や「おそれ」が抽象的で具体性がなく理解することができない。このような理由の記述で非公開が認められるなら、行政の恣意的な公文書の非公開決定に歯止めがかからなくなり、行政の透明性・公平性・説明責任などが確保できない結果を招来させることとなる。
- (4) 本件委託の公開請求に対する処分は、条例の解釈・運用を誤ったものとする。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行うものである。

4 実施機関の説明

実施機関の部分公開決定理由説明書及び口頭による説明等は、次のとおりである。

(1) 経緯

養護学校スクールバスの運行管理業務委託は、平成15年度から単年度契約で委託業者を決定している。その手順としては、契約課の登録業者名簿より本業務委託の受託が可能であると考えられる7者の中から5者を選び、入札と同様の競争性を担保した見積り合わせによる随意契約(以下「見積り合わせ契約」という。)により委託業者を決定している。

本件委託の契約手続においては、申立人が主張する予定価格及び最低制限価格の事前公表を行っている建設工事の指名競争入札とは異なり、予定価格を事前に公表し、最低制限価格を設定するものではない。

(2) 業務内容

本件委託の内容は、車両管理も含まれているが、養護学校の生徒を毎日送迎するという業務請負で、その性質上、業務内容が変わるものではなく、委託業務開始以来ほぼ同一の内容で実施してきた。本件委託は、今後も業務内容が変更となる予定はなく、同一の仕様を継続して使用し、業務を実施する予定である。

(3) 非公開理由

次の理由から、たとえ事後とはいえ本件委託における設計金額等を公開すると、公正かつ適正な見積り合わせ契約の執行が不可能となり、契約事務における公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものと認められる。

ア 本件委託の設計額の大部分を占めているのは人件費であり、その他の設計項目も少なく、ほぼ同一の仕様書を継続して使用しているため、仮に本件委託の設計金額及び予定価格（以下「設計金額等」という。）を事後に公開した場合でも、本件委託の設計自体が可能となり、次年度以降の設計金額等の類推が容易になる。

イ 当該スクールバス運転の業務は、建設工事の場合と違い、業務を請け負える業者は限られている。そのため、他の見積り参加業者との価格調整、いわゆる談合を誘発するおそれはない。例えば、設計金額等の類推が容易になると、限られた業者が談合により、価格を引き上げるため、前記のような当該スクールバス業務の特殊性を理由に予定価格直下へ見積価格を集中させ、契約額の高止まりという事態をもたらすなど談合を誘発することは、否定できない。

ウ 養護学校スクールバスは、専ら健常者が搭乗する車両とは異なり、障害の種類や程度が様々な児童・生徒に対する個々の配慮を要し、運転技術はもとより、親切・丁寧な対応が求められるなど、通常の運転業務よりも必要とされるサービスの質は高い。この一定の質を保つことを条件に、各業者が適

切に見積りするべきであるが、例えば、設計金額等の類推が容易となると、サービスの質を無視した価格の引下げなどに業者の努力が向き、また、設計金額等との調整のみに集中するなど、運転技術や児童・生徒への配慮といった本業務委託にとって重要なこれらの条件を加味することのない見積りとなり、本来あるべき、公正かつ適正な見積り合わせ契約の実施に影響を与えることが認められる。

5 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件委託の経緯、業務内容及び契約手続の流れについては、実施機関が説明しているとおりである。

見積り合わせ契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項において随意契約は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」や「競争入札に付することが不利と認められるとき。」などにできると規定されているが、宝塚市財務規則第105条では、原則として2人以上の者から見積書を徴して行うこととしている。本件委託においては、毎年度3社から5社程度の業者から見積書を徴して見積り合わせを行い、委託業者を選定しており、随意契約ではあるが、実施機関が説明するように、入札と同様の競争性が認められる。

- (2) 当審査会は、設計金額等を公開することにより、本件委託に係る見積り合わせ契約の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるか検討を行った。そこで、本件委託の契約の特質について、次のとおりの指摘がなされた。

本件委託は、業務内容が変わっておらず、毎年度、同一の仕様を使用している。また、本件委託の設計額は、主に人件費が占めていることと設計項目が少ないことをあわせて考えると、仮に事後に公開した場合でも、本件委託の設計が可能となり、今後の設計金額等の類推は容易になる。

次に、実施機関は、談合の可能性について主張しているが、スクールバスの運転業務は、登録業者のうち請負できる業者が多くて7社程度、市内業者保護のため市内業者優先となれば、3社程度と少ない。申立人が指摘するように現状では1社だけが低い価格で見積りしているが、前記のとおり、設計金額等を公開した場合、今後の設計金額等の類推が可能となるため、見積り参加業者は予定価格ぎりぎりの金額で見積書を提出し、契約金額が高止まりになる可能性は否定できない。一方では、見積り参加業者が事前に設計金額等を類推できると、考慮されるべきサービスの質を無視した価格の引き下げ競争が行われる可能性があることも否定できない。どちらにせよ、設計金額等の公開は、サービスの質を無視した価格調整や価格競争を誘発しやすい状況を招くおそれがあり、実施機関が説明しているように、養護学校スクールバスの運行には、運転技術に加えて、養護学校の生徒に対する配慮が特に要求され、また、これまで保護者の信頼を確保してきた運転実績を考慮する必要があることから、競争入札に適さないか競争入札に付することが不利と認め、指名競争入札ではなく随意契約としているという目的を失わせることになる。

- (3) 以上のことから、審査会は、一般論として公開が公正を確保するための最善の施策であることは認めるが、本件委託に関しては、設計金額等を公開すると、見積り合わせ契約の本来の目的を失わせることとなり、今後の契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第6号の事務執行情報に該当するものとして、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、業務委託の予定価格を非公開とした決定を妥当とした裁判例として、北広島市芸術文化ホールの管理業務委託に係る予定価格調書部分開示決定取消請求判決（平成18年11月16日札幌地裁）がある。

(別表) 実施機関が非公開と判断した項目の一覧

公文書名	項目名
契約締結依頼文	設計金額
設計書	給与の日額単価、給与総額、月額単価
	諸経費の給与総額、諸経费率、諸経費総額
	人件費総額
	燃料費内訳
	車両修繕費単価
	任意保険料
	一般管理費
	事務手数料
	基本管理料合計
	運転手日額単価根拠
	基本管理時間外管理料の単価、積算時間
	基準管理外運行管理料の単価、積算時間
	年間基本走行距離超の単価、走行距離
	宿泊費の単価、泊数
契約締結報告書	設計金額、減額金額
予定価格調書	設計金額、予定価格
契約依頼伺	予定金額

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植木 壽子	弁護士（大阪弁護士会）
荏原 明則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
平松 毅 （会長）	姫路独協大学法科大学院教授（憲法）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成21年 5月13日	諮問
2	平成21年 6月18日	異議申立人による陳述及び審査
3	平成21年 7月28日	実施機関による非公開理由説明 及び審査
4	平成21年 8月24日	審査
5	平成21年10月 5日	審査
6	平成21年11月 6日	審査
7	平成22年 1月 6日	審査
8	平成22年 2月15日	審査
9	平成22年 3月18日	答申